

第五十八条第十項中、「同項の表の第一号から第三号まで」を、「次の表の自動車の種別の欄」に改め、第六十五項の下に、「第六十六項」を加え、同項第一号中、「一酸化炭素にあつては二・七〇、炭化水素にあつては〇・六二、窒素酸化物にあつては〇・五五、粒子状物質にあつては〇・一四」を、「それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値」に改め、同号に次の表を加える。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一 第三十一条第十項の表の第一号から第三号までに掲げる自動車	二・七〇	〇・六二	〇・五五	〇・一四
二 第三十一条第十項の表の第四号に掲げる自動車	二・七〇	〇・六二	〇・九七	〇・一八

第五十八条第十一項中、「同項の表の第一号から第三号まで」を、「次の表の自動車の種別の欄」に改め、第六十五項の下に、「第六十六項」を加え、並びに「を」を、「次の表の第一号に掲げる自動車のうち」に改め、「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」の下に、並びに同表の第二号に掲げる自動車のうち、輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」を加え、同項第一号中、「一酸化炭素にあつては二・一〇、炭化水素にあつては〇・四〇、窒素酸化物にあつては〇・四〇、粒子状物質にあつては〇・〇八」を、「それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値」に改め、同号に次の表を加える。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一 第三十一条第十一項の表の第一号から第三号までに掲げる自動車	二・一〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・〇八
二 第三十一条第十一項の表の第四号に掲げる自動車	二・一〇	〇・四〇	〇・七〇	〇・〇九

第五十八条に次の二項を加える。

112 第三十一条第十二項の自動車であつて同項の表の第一号に掲げるもののうち、平成十六年八月三十一日以前に製作された自動車（第一項の表の第四十号に掲げる自動車、第二十七項、第三十二項、第三十八項、第四十項、第五十二項、第五十五項、第五十八項、第七十一項、第七十八項及び第八十二項の自動車を除く。）については、同条第十二項及び第十四項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第七の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素にあつては九・二〇、炭化水素にあつては三・八〇、窒素酸化物にあつては五・八〇、粒子状物質にあつては〇・四九を超えないものであること。

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置が、第三十一条第十四項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

113 第三十一条第十三項の自動車であつて同項の表の第一号に掲げるもののうち、平成十六年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表の第四十号に掲げる自動車、第二十七項、第三十二項、第三十八項、第四十項、第五十二項、第五十五項、第五十八項、第七十一項、第七十八項、第八十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて平成十五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、同条第十三項及び第十四項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一 当該自動車を別表第七の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素にあつては七・四〇、炭化水素にあつては二・九〇、窒素酸化物にあつては四・五〇、粒子状物質にあつては〇・二五を超えないものであること。

二 前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置が、第三十一条第十四項第一号に掲げる基準に適合したものであること。

第三条 道路運送車両の保安基準の一部を次のように改正する。

第三十一条第十二項中、「次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて軽油を燃料とするもののうち、第十項の自動車以外の自動車」を、「軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて第十項の自動車以外のもの」に、「それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値」を、「それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値」を、「一酸化炭素にあつては二・二二、炭化水素にあつては〇・八七、窒素酸化物にあつては三・三八、粒子状物質にあつては〇・一八」に改め、同項の表を削り、同条第十四項中、「第十二項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるもの及び第十三項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるもの」を削り、同条第十九項ただし書を削り、同条第二十一項中、「(第十三項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるものにあつては、第一号イに掲げる運転条件を除く。）」を削る。

第五十八条第一項の表第六十六号に次のように加える。

二 第三十一条第十二項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるもの及び第十三項の自動車のうち、平成十七年八月三十一日以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十六年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）